

事務局説明資料

(早期事業再生法の制度設計について)

令和7年10月

経済産業省

産業組織課

0.早期事業再生法の成立について

1. 手続の流れ、指定確認調査機関による確認・調査の基準等について

2. 指定確認調査機関に関する事項について

3. 今後のスケジュールについて

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の調整の手続等に関する法律

【早期事業再生法】の概要（2025年6月13日公布、公布の日から1年6月以内施行）

背景

- ✓ 日本企業の債務残高は、**コロナ禍前に比べて120兆円以上増加**。また、原材料高・人手不足等を受け、2024年の**倒産件数は11年ぶりに1万件を超えた**状況。今後の円安・物価高、人手不足、金融政策の見直しによる借入金利の引上げ等を踏まえると、**債務負担が収益性向上の事業活動の足かせ**となって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれがある。
- ✓ こうした経済社会情勢の動向を受け、経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が**早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化**しておくことが重要。

現行の債務整理手続（民事再生等の法的整理及び事業再生ADR等の私的整理）の課題

- ✓ **法的整理**は、その利用の**公告**がなされ、**商取引債権も含めた全債権が債務整理の対象**となるため、**事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすい**。
- ✓ **公告がなされず商取引への影響を抑制しやすい私的整理**においても、**全対象債権者の同意が必要**とされることは**事業再生の更なる円滑化に向けた課題**。

経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の**早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定[※]して、当該事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる手続を整備。**

[※]金融債権以外の商取引債権や労働債権等は入らない。
[※]欧州各国では、倒産手続とは別に、**倒産状態前において裁判所の認可の下で債権者の多数決により債務整理を行う制度**が存在するが、日本には存在しない。

早期での事業再生のために事業者の債務の権利関係の調整を可能とする手続の主な流れ

① 手続申請

事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）[※]に手続を申請。

[※] 手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を事案ごとに選任できる等の要件を満たす者を経済産業大臣が指定

② 第三者機関による確認

第三者機関は、事業者から提出された、書面（対象債権（金融機関等有する金融債権）の権利変更の方向性や事業再生の方向性等を記載）、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）、対象債権者集会の決議成立の見込み、対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み等を確認。

③ 対象債権者集会における決議

対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意。単一の債権者が議決権の総額の3/4以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意も必要。）により、対象債権のうち担保で保全されていない部分の権利変更を可決。

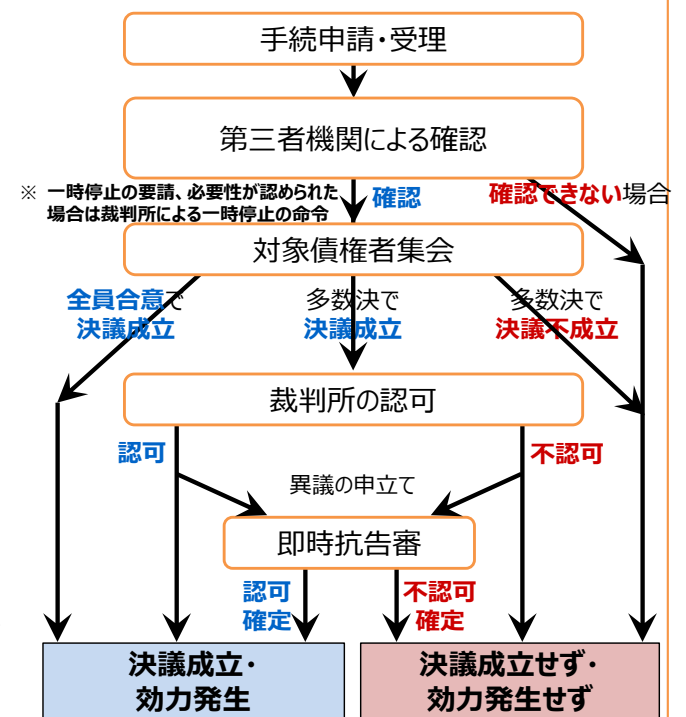
[※] 権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画（事業者の資産や負債等の見込み等を記載）を提示

[※] 第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告

④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可

裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）や清算価値保障等を審査して、認可又は不認可を決定。

[※] 裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）



早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年5月28日、衆・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその**従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とするとともに、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、認可後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任については**、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、**その選任要件は事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。
- 七 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。

早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によって**その従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任については**、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は**事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないように、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。
- 七 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。

0.早期事業再生法の成立について

1.手続の流れ、指定確認調査機関による確認・調査の基準等について

2.指定確認調査機関に関する事項について

3.今後のスケジュールについて

手続の全体像

- 本制度の手続の流れについて、**下記のように定めてはどうか（※赤字が省令等において規定する部分）**。なお、それぞれの手続における基準や記載事項等の省令委任事項は次頁以降で検討。

① 指定確認調査機関との事前相談（運用）

② 指定確認調査機関に対し正式に確認申請（法第3条第1項）

③ 指定確認調査機関による確認（法第3条第1項）

④ 指定確認調査機関から確認した旨を対象債権を有する者に通知（法第3条第7項）
指定確認調査機関から対象債権者に対し一時停止要請（法第6条）

⑤ **【正当な理由がない限り④から2週間以内に、】第1回対象債権者会議を開催（資産・負債の状況、権利変更の方針等について説明・質疑）**

⑥ **【会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は賃金の減額（労働関係の変更）が生じる見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合】
【⑦の2週間前までに※、】確認事業者から労働組合等に対し、労働関係の変更が見込まれる旨を通知する**

※⑦の提出後の早期事業再生計画の変更により、労働関係変更が生じる見込みがある旨が記載される場合にあっては、当該変更後の提出から2週間前までに

⑦ **【③から6月以内に、（やむを得ない事由があるものとして省令で定める場合（詳細後述）には6月以内の延長可能）】
確認事業者から指定確認調査機関に対し、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）を提出（法第14条）**

⑧ 指定確認調査機関から確認事業者に対し、⑦についての調査結果を報告（法第15条第4項）

※調査後、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）が変更される場合、変更後に再度調査を受ける必要がある。

⑨ **第2回対象債権者会議を開催（権利変更議案・早期事業再生計画等について説明・質疑）**

⑩ 対象債権者集会を招集（法第16条）

⑪ **【⑩の招集から最速14日後】対象債権者集会において権利変更議案を決議（法第20条）**

⑫ **【⑪の決議後遅滞なく、】裁判所への認可申立て（法第26条）※全員同意又は否決の場合は不要（手続終了）**

⑬ 裁判所の認可又は不認可（法第27条）

【⑬の2週間後、】裁判所の認可又は不認可の確定（非訟事件手続法第67条第1項）※⑬の認可又は不認可に対する確認事業者又は対象債権者による即時抗告がない場合

※③の後に、

a. 確認事業者又は対象債権者は裁判所に対し強制執行等の中止命令（法第7条）、担保権の実行手続の中止命令（法第8条）の申立てが可能。

b. 確認事業者は指定確認調査機関に対し、プレDIPファイナンスが事業継続に欠くことができない旨の確認（法第69条）を求めることが可能。

(参考) 国会会議録及び早期事業再生法案に対する附帯決議

- 国会審議では、早期事業再生計画において、会社分割や事業譲渡等によって**その従業員の雇用や賃金の減少が見込まれる事案**については、**早期事業再生計画の提出に先立って労働組合等へその旨の通知を行う**ことを政府が答弁しており、また、**労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要**との附帯決議も議決された。

2025年6月5日 参・経済産業委員会（抜粋）

○磯崎哲史議員

やはり、円滑かつ迅速な事業再生に向けては現場の方々、従業員の皆さんの協力を得るということ、これはもう絶対確実に必要なことでありますし、そのときに、やはり事業再生局面におけます従業員の皆さんの立場の保護、これが十分にされているかどうかということ、これが大変重要だというふうに認識をしています。

その意味で、今回の新たな制度として**こうした従業員保護の観点かど****のように考慮されているのか**、この点について改めて大臣にお伺いをしたいと思います。

○武藤経済産業大臣

委員おっしゃるとおり、この企業で働かれておられる従業員の理解と協力を得ることというものは、まさに事業再生の成否を決する上で重要な観点だというふうに理解しています。

したがって、関連する労働法制にのっとりいわゆる手続に加えまして、衆議院での本法案の修正も踏まえ、本制度では、事業者により早期での事業再生を促し、従業員の協力も得ながら、技術、人材の散逸の回避を図ることができるよう適切な制度運用をしていくこととしたいというふうに考えています。

具体的には、早期事業再生計画において、会社分割や事業譲渡等によって雇用や賃金の減少が見込まれる事案につきましては、**第三者機関への計画提出に先立って労働組合等へその旨の通知を行う**ことにつき省令で規定することを想定しているところです。（後略）

（続）

○磯崎哲史議員

先ほど大臣の御答弁で、しっかりと労働組合含めた皆さんにも事前通知含めてお話をさせていただくということで、これはもう本当にやっていただきたいというふうに思います。

ただ、**あとはどういうタイミングでしっかりと通知をいただけるか、この点もしっかりと御検討いただければというふうに思います**。発表の一時間前という意味では、これ意味ありませんので、そこはしっかりと時間も取っていただきたいというふうに思います。

早期事業再生法案に対する附帯決議

（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

二 早期事業再生に向け、**確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促す**とともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。

指定確認調査機関の確認の基準について（法第3条）

- 本制度利用にあたっての指定確認調査機関の確認の基準としては、「**権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないもの**として経済産業省令で定める基準に適合するもの」と規定されている。事業再生ADR等においてはメインバンクの意向を踏まえて手続を開始するケースが多く、早期事業再生法においてもこの傾向は変わらないと考えられることに加え、そもそもメインバンクの協力の下でないと決議成立が難しいと考えられる。このため、「**貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと**」といった形で規定してはどうか。
- なお、**この際に基準とする貸付債権等は、担保権で保全された部分も含めた債権の総額として判断することとしてどうか**（確認申請の前段階で担保評価を実施する場合は、期間を要する上に、その適切さについては債権者への説明を経た上で権利変更議案及び早期事業再生計画の調査時に（法第15条）十分に検証されるものであるため）。

【法において規定】



- ① 当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。
- ② 貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等であること。
- ③ 権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第11条に規定する**権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準**に適合するものであること。
- ④ 当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。
- ⑤ 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。

【省令において規定】

- **貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと。**
※この際の**貸付債権等は総額として担保保全部分も含めて判断。**

※開始要件（経済的窮境に陥るおそれ）に関連（別途議論）



確認申請時の提出書類について（法第3条）

- 確認申請時の提出書類としては、権利変更概要書や貸付債権等一覧表のほか、**適切な確認や確認後の手続円滑化の観点から、申請者の負担に留意しつつ、必要十分な内容として、下記を求めています。**

【法において規定】

- ① 権利変更概要書
- ② 貸付債権等一覧表
- ③ 定款
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書



【省令において追加】

- ① 確認の申請の日**前1年間の申請者の資金繰りの実績**を明らかにする書面
- ② 確認の申請の日**以後の申請者の半年間の資金繰りの見込み**を明らかにする書面
- ③ 代理人によって申請するときは、その権限を証明する書面
- ④ ①～③のほか、対象債権及び申請者の事業又は財産の状況に関する資料その他**対象債権者集会手続の円滑な進行を図るために指定確認調査機関が必要と判断する資料**

【省令において規定】

- ・確認の申請の日**前3年以内に法令の規定に基づき作成された申請者の3期分の貸借対照表及び損益計算書**

権利変更概要書・貸付債権等一覧表の記載事項について（法第3条）

- 確認申請における提出書類である**権利変更概要書及び貸付債権等一覧表の記載事項**については、**適切な確認や確認後の手続円滑化の観点から、申請者の負担に留意しつつ、必要十分な内容として、下記を求めています。**

1. 権利変更概要書の記載事項



- 一 権利の変更に関する方針
- 二 申請者の収入及び支出の見込み
- 三 早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動の方向性
- 四 申請者が第3条の確認を受けることについての金融機関等（貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等の総額のうち経済産業省令で定める割合に相当する額以上の貸付債権等を有する者に限る。）の異議の有無
- 五 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。
- 六 第10条の対象債権者集会の時期の見込み
- 七 **その他経済産業省令で定める事項**

【省令において規定】（事業再生ADRにおける実務等を参考に規定）

- ① 事業の内容・状況
- ② 営業所又は事務所の名称、所在地、従業員の状況
- ③ （申請者が法人であるとき）その目的、役員の名及び株式又は出資の状況その他当該法人の概要
- ④ 資産、負債その他の財産の概要
- ⑤ 確認の申請に至った事情
- ⑥ 申請者の財産に関してされている他の手続又は処分申請者に知っているもの
- ⑦ 申請者について外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続に相当するものがあるときは、その旨
- ⑧ 貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等との交渉経過の概要その他権利変更議案の可決の見込みを把握するために参考となる事項
- ⑨ （申請者が上場企業である場合）上場している取引所金融商品市場の名称

2. 貸付債権等一覧表の記載事項



- 一 金融機関等が有する貸付債権等の内容及び原因並びに当該金融機関等の氏名又は名称及び住所
- 二 当該貸付債権等が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産
- 三 **その他経済産業省令で定める事項**

- ① 金融機関等又はその代理人の連絡先等
- ② （貸付債権等に保証人がある場合）保証の内容、保証人の氏名又は名称
- ③ （貸付債権等に自己の財産を担保に供した第三者がある場合）当該者の氏名又は名称
- ④ （貸付債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権である場合）当該債権である旨
- ⑤ （確認申請時において貸付債権等に関する訴訟が係属する場合）訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称、事件の表示及び概要

確認申請の軽微な変更について（法第4条）

- 第3条の指定確認調査機関による確認後に、確認された内容に変更がある場合、改めて指定確認調査機関の確認が必要であるが、以下の省令に定める軽微な変更であれば確認が不要である旨規定されている。
 - ①軽微な変更（法第4条第1項ただし書）⇒**指定確認調査機関の確認に代えて届出が必要。**
 - ②①のうち特に軽微な変更（法第4条第2項ただし書）⇒**指定確認調査機関への届出も不要。**
- 手続の円滑化の観点から、①については、「**確認の基準に該当しなくなるおそれがあるもの以外**」とし、②については、「指定確認調査機関において把握が必要となる金融機関等の氏名又は名称、住所及び連絡先」以外の**誤記としてはどうか。**

①軽微な変更（法第4条第1項ただし書）

【法において規定】

- 対象債権者集会の時期の見込み（法第3条第2項第6号）の変更
- 権利変更概要書に記載する「その他経済産業省令で定める事項」（法第3条第2項第7号）の変更
- 貸付債権等一覧表に記載する「その他経済産業省令で定める事項」（法第3条第3項第3号）の変更
- 対象債権を有する者（法第4条第1項ただし書）の変更

● **その他経済産業省令で定める軽微な変更**

【省令において規定】

- 権利の変更についての内容が**第3条の確認の基準**（第3条第1項第1号又は第3号から第5号まで）**に該当しなくなるおそれがあるもの以外**



②①のうち特に軽微な変更（法第4条第2項ただし書）

【省令において規定】

- **権利変更概要書及び貸付債権等一覧表の誤記**（ただし、金融機関等の氏名又は名称、住所及び連絡先は除く。）

確認の取消しに係る例外規定について（法第5条第1項第5号）

- 指定確認調査機関による確認後、指定確認調査機関から全ての対象債権者に対し、債権回収等の一時停止の要請がなされ、確認事業者は当該要請から認可決定確定までの間、弁済をすることができない旨が規定（法第6条第2項）されており、これに違反して弁済された場合、確認を取り消さねばならない（法第5条第1項第5号）。
- ただし、例外規定が省令に委任されているところ、省令には「事務上の誤りによる場合」と規定した上で、**具体的な事例は実態に即して臨機応変に対応できるよう、Q&Aで明確化を図ることとしてはどうか**（「自動振り込みや引き落としの解除漏れ」、「事務スタッフの振り込み誤り」等）。

【法において規定】（法第5条第1項第5号）

（確認の取消し）

第五条 指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。

一～四 （略）

五 確認事業者が第6条第2項の規定に違反して対象債権に係る債務の弁済をしたことが判明したとき。ただし、弁済を行うことについて**やむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合**には、この限りでない。

六～九 （略）

2・3 （略）

【省令において規定】

事務上の誤りによる場合

【Q&Aにおいて明確化】

- ① **自動振り込みや引き落としの解除漏れ**
- ② **事務スタッフの振り込み誤り** 等

対象債権者会議について

- 早期事業再生法においては権利変更議案の決議を行う対象債権者集会（法第16条第2項等）について規定されているところ、**事業再生ADRにおいては、決議のための債権者会議の前に、円滑な調整を図る観点から少なくとも2回の債権者会議を実施**している。
- この実務を踏まえ、**本制度においても、同様の「対象債権者会議」の開催を求め、それぞれの会議において取り扱う議題を下記のように定めてはどうか**（なお、3回以上の会議開催を否定するものではない）。
- ただし、事業再生ADR等の別途の手続において、**本制度における権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する内容の協議をしていた場合、「対象債権者会議」を要しないこととはどうか。**

【省令において追加】

第1回対象債権者会議

- ①開催時期：**指定確認調査機関による一時停止要請後2週間以内の日**
※必要に応じて続行可能
- ②議題：確認事業者から資産及び負債の状況、権利変更の方針等について説明・質疑

**（労働関係変更が生じる見込みを早期事業再生計画に記載する場合）
労働組合等への通知（詳細次頁）**

指定確認調査機関への権利変更議案・早期事業再生計画等の提出

指定確認調査機関から確認事業者に対し調査結果を報告

第2回対象債権者会議

- ①開催時期：**指定確認調査機関からの報告後**
※必要に応じて続行可能
- ②議題：確認事業者から権利変更議案・早期事業再生計画等について説明、指定確認調査機関による調査報告、それらについての質疑

以下の手続において**権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する内容の協議をしていた場合**は「対象債権者会議」を要しない。

- ・事業再生ADR
- ・中小企業活性化協議会を活用した手続
- ・特定調停
- ・その他一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従った手続



従業員から協力を得るための措置について（労働組合等への通知等）

- 附帯決議において示されているとおり**労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要**であることに鑑み、会社分割、事業譲渡、事業の縮小等により雇用の減少や賃金の減額が生じる見込みがあることを早期事業再生計画に記載する場合には、**早期事業再生計画の提出の2週間前までに労働組合等へ労働関係変更が見込まれる旨の通知を求めるべきではないか**（指定確認調査機関がその旨確認）。
- また、この場合、早期事業再生計画に**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会までの間）の記載**を求めるとともに、**労働者の理解と協力を得るよう努めることを求めるべきではないか**。

【省令において規定】

早期事業再生計画に**合併、会社分割、事業譲渡、事業縮小、事業所の閉鎖により雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込みがあること**を記載する場合、以下を求める。

- ① 確認事業者は労働組合等※¹に対して、**指定確認調査機関に当該計画を提出する2週間前までに、その旨を通知**する。

⇒ 確認事業者は、**指定確認調査機関に対して、通知を行った対象※²や日時についても併せて報告し、指定確認調査機関がその内容※³を確認**することとする。

- ② 早期事業再生計画に労働組合等との協議の状況として、**協議結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会の決議までの間になされなければならない。）**を記載する。
- ③ **労働組合等との協議等を通じて、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めること**とする。

※¹ 確認事業者の使用人の過半数で組織する**労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用人の過半数を代表する者**。

※² 労働者代表に通知した場合は、適切に選出された労働者代表に通知した旨も含む

※³ 実際の通知の有無を含む

（参考）早期事業再生法案に対する附帯決議

（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

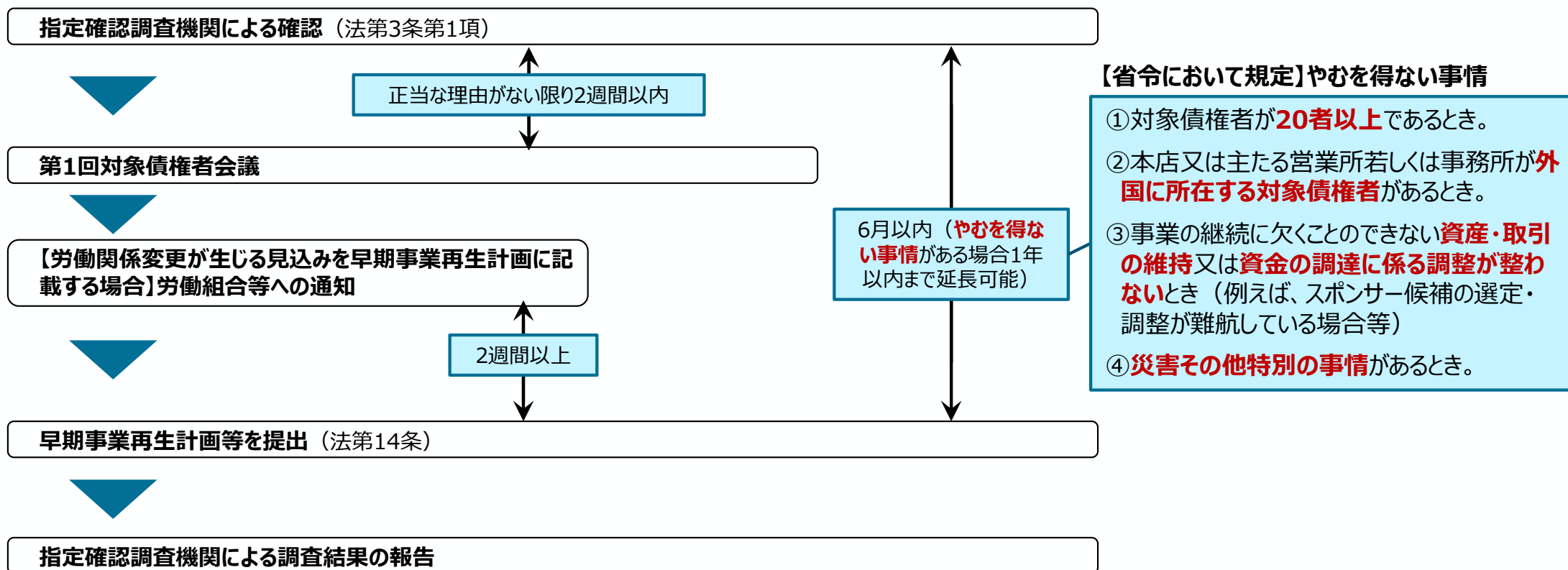
- 二 早期事業再生に向け、**確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促す**とともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。



早期事業再生計画等の提出期限について（法第14条）

- 早期事業再生計画、権利変更議案（資産評定結果を含む）（以下「早期事業再生計画等」という。）の指定確認調査機関への提出は、法第3条の確認後6月以内と規定されているが、省令で定める「**やむを得ない事情**」がある場合は**6月に限り延長することができる**（＝したがって、**確認後1年以内まで延長可能**）。
- この「やむを得ない事情」としては、手続に想定以上の期間を要する可能性を想定する必要がある一方で、再生の実現にあたり可能な限り早期で手続を実施する必要も踏まえつつ、**以下のとおり規定してはどうか**。

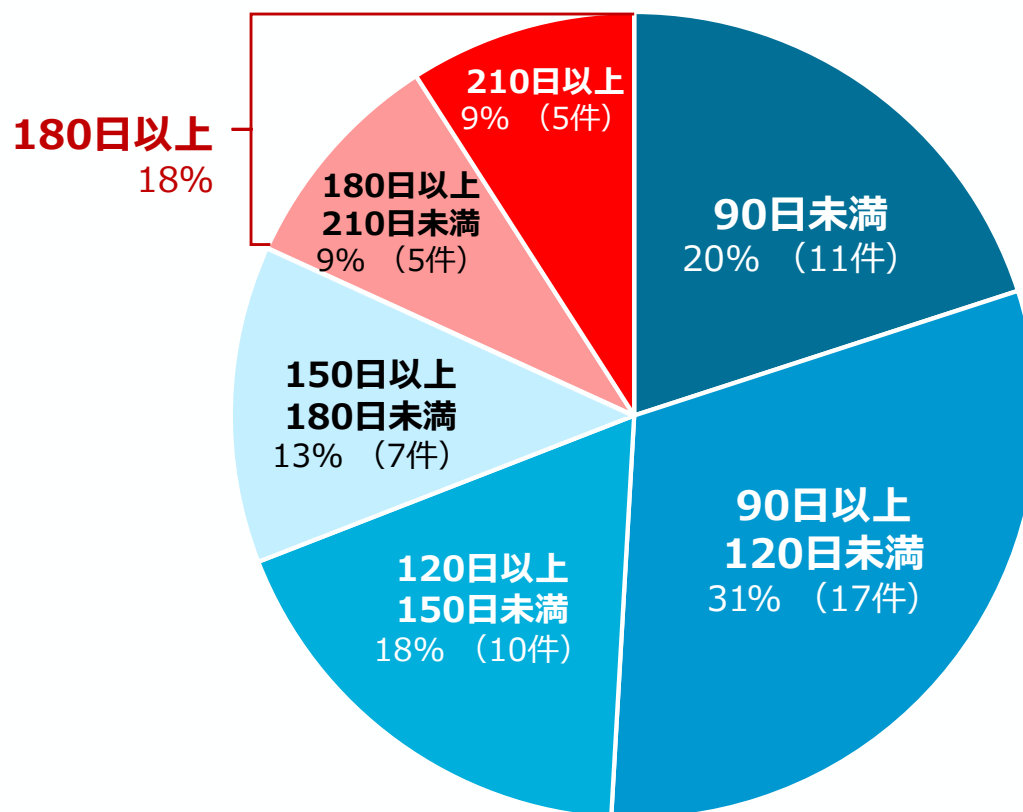
確認から早期事業再生計画等提出までの流れ



(参考) 事業再生ADRにおいて手続に要した期間

- **事業再生ADRにおける成立案件**について、正式申請から成立までに要した期間は下記のとおりであり、**180日以上（≒6月以上）要したケースは18%**。

※当該期間は計画の提出後の成立までの期間であることから、事業再生ADRにおける正式申請から計画提出までの期間に半年以上を要したケースは18%より更に低いと思われる。



早期事業再生計画の記載事項（法第14条）

- 早期事業再生計画の記載事項は、指定確認調査機関の調査を**十分に行う**観点から、**下記の記載を求めていますか。**
- とりわけ「技術と人材の散逸回避」や「従業員の理解と協力の促進」の観点からの条文修正及び附帯決議を十分に踏まえ、早期事業再生計画に会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は賃金の減額（労働関係変更）が見込まれる旨を含む場合、**労働組合との協議や労働組合等への通知等に係る事項の記載を求めていますか。**

【法において規定】



- 一 確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情
- 二 確認事業者の業務に関する経過及び現状
- 三 確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状（対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む。）
- 四 対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産
- 五 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み（資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含む。）
- 六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（当該確認事業者に係る**従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるもの**を含む。）
- 七 **その他経済産業省令で定める事項**

【省令において規定】

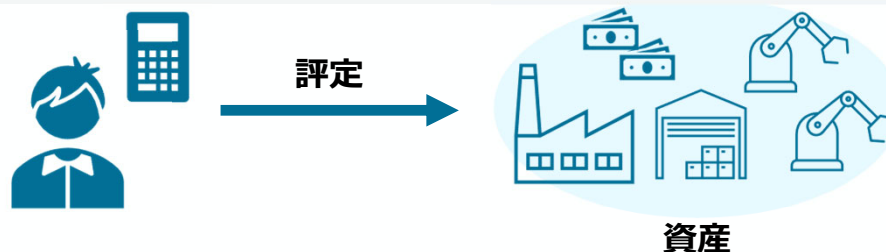
- ① 合併、会社分割、事業譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止が見込まれる旨を含む場合、
 - ・ **労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（権利変更議案を決議するための対象債権者集会の日までの間に限る。）**
 - ・ 確認事業者から労働組合等に対する**通知の年月日、内容並びに当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名**
- ② 早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に伴う確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込み

【省令において規定】

- ① 対象債権者集会における議決権行使の額
- ② 自己資本の充実のための措置
- ③ （資金の調達を行う場合）**調達方法及び当該調達方法を選択した理由**
- ④ （**本手続の外で、担保権によって保全される対象債権に関し、リスク等の権利変更を行う場合**）当該権利の変更の内容又は見込まれる当該変更の内容及び担保権を有する債権者との協議の状況
- ⑤ （**対象債権以外の社債に係る権利の変更を行う場合**）当該権利の変更の内容又は見込まれる当該変更の内容

資産評価基準について（法第14条第4項）

- 確認事業者は、**早期事業再生計画提出時に省令に定める基準に従い資産・負債の価額を評定した結果を添付する必要**がある。これは確認事業者の財産状態を正確に把握することで、**そもそも再生可能か、清算価値保障に適合するか**といった点や、**手続後の数値要件（一定期間後の債務超過解消等）充足のために必要となるキャッシュフローの改善額、債権カット等の金融支援の額、スポンサー支援の額**等を算定する上での**前提**となり、**指定確認調査機関にとってはその妥当性を検証するために把握が必要**となるものである。
- 事業再生ADRにおいても、資産評価基準を大臣告示にて定めており、**原則として時価により評定**するものとされている（ただし、今後継続的に使用しない資産は処分価格により評定できる。）。**実務上、当該基準が浸透していることも踏まえ**、本手続においても**事業再生ADRと基本的に同様の資産評価基準を定めてはどうか**。
- 一方、事業再生ADRとの相違点としては、事業再生ADRにおいて資産評価基準による評定が求められるのは債務減免を伴う場合に限定されている一方、本手続においては全ての場合において資産評価が求められている。この点、債務減免を伴う場合であれば事業再生ADRと同様の基準としつつ、**リスケジュール等**のみに**限定される場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定できることとしてはどうか（債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能）**。その上で、担保評価も上記の基準に依拠して算定することとしてはどうか。
- また、事業再生ADRにおいては、評定を行う際には適切な評定基準日を定めることされているが、本制度では、債務者における全ての資産を評定する負担に鑑み、**直近の決算に基づいて算出することを可能とする観点から、第3条の確認前1年以内としてはどうか**。一方で、**対象債権を保全する担保の目的となる資産については議決権にも影響することから第3条の確認時とするべきではないか**。



(参考) 資産評定基準の整理

早期事業再生法

評価方法		基準日	
債務減免の有無	評価方法	担保資産への該当性	基準日
有	原則として時価 (事業再生ADRと同様の基準)	該当	第3条の確認時
無 (リスクのみ等)	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定できる (ただし、債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能)	非該当	第3条の確認前1年以内
		該当	第3条の確認時
		非該当	第3条の確認前1年以内

事業再生ADR

評価方法		基準日	
債務減免の有無	評価方法	担保資産への該当性	基準日
有	原則として時価	該当	適切な基準日 (※)
		非該当	
無 (リスクのみ等)	法令上不要	該当	
		非該当	

※ 直近決算期を評定日とすることは許容されている (ただし、手続の経過を経て次の決算日を徒過した場合には、原則として改めて直近決算の評価に引き直すとされているが、実務上の負担を考慮して既に実施した資産評定の結果をベースとして変更を要する部分のみを適切に時点修正する方法が許容されているとされている)。なお、当初の評定から事情の変更があった場合には、当該変更が資産評定に与える影響を適切に反映するものとされている。また、それぞれの資産を同一の基準日にて評定する必要がある一方で、そもそも評価の前提が変わってしまったようなケースでは、当該資産についてのみ、別途で資産評定をやり直すといったことは許容される、とされている (「事業再生ADRのすべて[第2版]」250頁～251頁参照)。

(参考) 事業再生ADRにおける資産評価基準に関する規定

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（抄）（平成26年経済産業省令第1号）

（債権放棄を伴う事業再生計画案）

第二十九条 **債権放棄を伴う事業再生計画案**は次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 債務者の有する資産及び負債につき、**経済産業大臣が定める基準により資産評価が公正な価額によって行われ**、当該資産評価による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。

二～四 （略）

2 （略）

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評価に関する基準（抄）（平成26年経済産業大臣告示第9号）

一 目的

本基準は、**債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供**し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続の一環として、公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評価を行うために定める

二 評価の原則

「一 目的」に鑑み、本評価では、債務者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、**原則として、時価により評価するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評価方法を定めるものとする。**ただし、**今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評価**することができる。

また、債務者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価するものとする。なお、本評価を行うに当たっては、**適切な評価基準日を設定**することとする。また、当初の評価から事業再生計画の成立までに事情の変更があった場合には、当該変更が評価に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評価基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三 用語の定義

イ **時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額**をいう。ただし、代替的又は特定のその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ～ト （略）

四～二十七 （略）

指定確認調査機関の調査の内容（法第15条）

- 指定確認調査機関が確認事業者から提出された早期事業再生計画の内容を調査する際の基準は、省令に委任されているところ、基本的には**事業再生ADRにおける確認事項を踏まえつつ、下記のように省令において規定してはどうか。**
- 数値基準についてもこれまでの事業再生ADRの実務を踏まえ、**原則3年以内の債務超過解消及び黒字転換を求めてはどうか。**

【法において規定】



- 一 権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと
- 二 権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと
- 三 権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること
- 四 権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、14条3項3号から5号までに掲げる事項を踏まえて定められていること
- 五 早期事業再生計画の内容が**経済産業省令で定める基準**に適合するものであること
- 六 14条4項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること



【省令において規定】

- ①早期事業再生計画に**記載すべき事項（第14条第3項各号）**が記載されていること。
- ②早期事業再生計画が**遂行される見込みがないことが明らかでないこと。**
- ③法第14条第3項第5号に掲げる事項について、次の各号に掲げる要件を満たしていること
 - ・債務超過の状態にあるときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として**3年以内に債務超過の状態にないこと。**
 - ・経常損失が生じているときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として**3年以内に黒字**になること。
- ④対象債権者の議決権の額が法第19条の規定に適合するものであること。
- ⑤**対象債権者及び指定確認調査機関に、少なくとも6月に1度、早期事業再生計画の進捗状況の報告**を行うこととする。

（権利変更議案に債務の減免を伴う場合）

- ①過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること
- ②債務減免等の対象となる対象債権者が、2以上の金融機関等又は1以上の政府関係金融機関等であること
- ③株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。
- ④役員の内退（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

指定確認調査機関による調査内容、事業再生ADRの認証紛争解決事業者の確認内容の比較①

- 事業再生ADRにおいては債務減免を伴う場合のみに求められる要件が設定されているが、本手続においては手続の適切さの確保が一層求められる。このため、**事業再生ADRにおける債務減免の場合の要件も、本手続においては原則全ての場合において求めることとしてはどうか。**ただし、**再生計画の公表、特定調停又は法的整理への移行等**については、手続の性質等を踏まえ**求めないこととしてはどうか。**

※**ピンクセル**が債務減免を伴う場合にのみ求められる

基準	事業再生ADR (経済産業省関係産競法施行規則28条及び29条、同規則29条2項告示)	早期事業再生法 (法15条及び省令)
数値要件 (BS/PLに係る数値要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務超過の状態にあるときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態にないこと(規則28・2・一) ・経常損失が生じているときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること(規則28・2・二) 	<ul style="list-style-type: none"> ・債務超過の状態にあるときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態にないこと ・経常損失(※)が生じているときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること <p>(※) 国際会計基準等の他の会計基準において算出されるこれに相当するものも含む。</p>
資産評価基準	経済産業大臣が定める基準により評価され、当該評価による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること(規則29・1・一及び資産評価告示)	経済産業省令で定める基準に従い評価されていること(法14・4、15・1・六) ※詳細後述 ※省令又は運用において貸借対照表の作成を明確化
債務免除金額	貸借対照表における資産及び負債の価額並びに事業再生計画における収益及び費用の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること(規則29・1・二)	資産及び負債の状況、収支の見込み等を踏まえて権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が定められていること(法15・1・四)
株主責任	株主の権利の全部又は一部の消滅(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること(規則29・1・三)	株主の権利の全部又は一部の消滅(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること
経営責任	役員(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること(規則29・1・四)	役員(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること

指定確認調査機関による調査内容、事業再生ADRの認証紛争解決事業者の確認内容の比較②

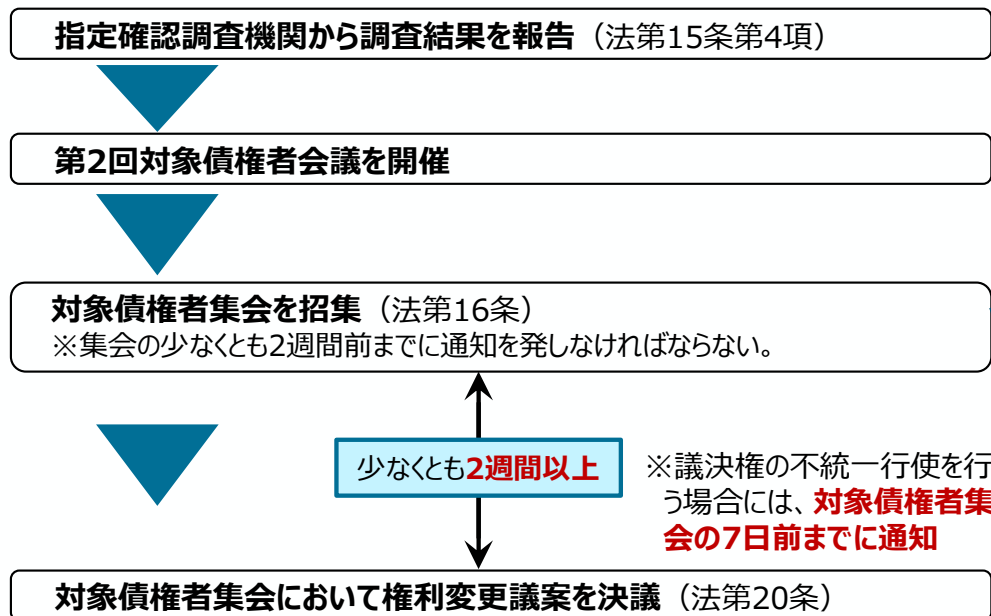
※**ピンクセル**が債務減免を伴う場合にのみ求められる

基準	事業再生ADR (経済産業省関係産競法施行規則28条及び29条、産競法29条2項告示)	早期事業再生法 (法15条及び省令)
清算価値保障	債権額の回収の見込みが、破産手続による債権額の回収の見込みよりも大きいこと等、債権者にとっても経済的合理性が期待できること (告示二・(ii)・①)	権利変更議案の内容が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること (法3・1・四)
債務者の自助努力	過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること (告示二・(ii)・②)	過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること
実行可能性	実行可能性があること (告示二・(ii)・③)	・権利変更後の債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと (法15・1・二) ・早期事業再生計画が遂行される見込みが明らかでないこと
全員合意	債権者全員の合意を得られる見込みがあること (告示二・(ii)・④)	-
債権者の数	事業再生計画案に係る債務免除等が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等により行われることとされていること (告示二・(2))	債務減免等の対象となる対象債権者が、二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等であること
事業再生計画の公表	事業再生計画について、債務者により公表を行うこと。ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。(告示二・(3)・(i))	- ※再生実務においては上場会社の場合には適時開示等で必要な公表がなされており、逆にその他の場合については公表が行われることは少ないため不要とする。
事業再生計画の進捗報告	債権者及び認証紛争解決事業者に対し、少なくとも6月に1度、事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと (告示二・(3)・(ii))	対象債権者及び指定確認調査機関に、少なくとも6月に1度、早期事業再生計画の進捗状況の報告を行うこととする
特定調停又は法的整理への移行	以下の場合に特定調停又は法的整理に移行することとされていること。 ・省令第二十二條第二項第四号又は第二十七條の期日までに、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合 (告示二・(4)・(i)) ・債権者全員の合意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済することができない場合 (債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合を除く。) (告示二・(4)・(ii))	- ※事業再生ADRでは「債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合」の例外規定を設けているところ、早期事業再生法では多数決を前提としており、かかる例外による手当てが困難である。また、本制度は、法的整理での「経済的に窮境にある」状態の前段階を対象としており、必ずしも法的整理手続の開始要件に該当するとは言いえない場合もあると考えられる。このため、不要とする。
法令への適合	-	・権利変更議案の内容が法令に違反しないこと (法15・1・一)

指定確認調査機関の調査から対象債権者集会までの流れについて（法第16条～第25条）

- 確認事業者は、指定確認調査機関の調査結果の報告を受けた後、遅滞なく対象債権者集会を招集する必要がある。**対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の2週間前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、その通知を発しなければならないこととはどうか。**
- **招集時に定め、通知すべき事項**としては法第16条第3項で求められている事項のほか、**以下を追加で求めてはどうか。**加えて、招集時に対象債権者に対して交付される**議決権行使書面に記載すべき事項**としては、**以下を求めてはどうか。**
- さらに、対象債権者は議決権の不統一行使を行う場合には、確認事業者に対してその旨及びその理由を通知しなければならないとされているところ、**当該通知の期限は対象債権者集会の7日前までとはどうか。**

指定確認調査機関の調査から対象債権者集会までの流れ



対象債権者集会招集時に定め、通知する事項

【法において規定】

- ① 対象債権者集会の日時
- ② 対象債権者集会の目的である事項
- ③ 対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

【省令において規定】

- ① 書面・電磁的方法による議決権行使の期限（例：集会の数日前まで等）
- ② 対象債権者が書面や電磁的方法により重複して議決権を行使した場合における取扱い 等

【省令において規定】議決権行使書面に記載すべき事項

- ① 権利変更議案についての同意の有無を記載する欄
- ② 議決権の行使の期限
- ③ 対象債権者の氏名又は名称及び当該対象債権者について議決権の額

プレDIPファイナンス等の事業再生/継続上の不可欠性の確認基準 (法第67条及び第69条)

- 会社法に基づく社債権者集会決議に対する裁判所認可の蓋然性向上のための**償還すべき社債の金額の減額に係る省令の基準**については、これまでの実務を踏まえ、**事業再生ADRと同じ内容としてはどうか。**
- 法的整理に移行した場合の裁判所の他の再生債権・更生債権に対する優先性の判断にあたっての予見性向上に資する、**プレDIPファイナンスに係る省令の基準**についても、基本的には**事業再生ADRと同じ内容としてはどうか。**
- ただし、事業再生ADRで求められる**弁済時期に係る要件**（資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以外に到来すること）の要否については、現状の実務上における**当座貸越又はコミットメントラインとの関係で**、債務者の資金繰りを促進する観点からどう考えるべきか。

【法において規定】償還すべき社債の金額の減額

- ・**確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準**

【省令において規定】

- ① 当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた**確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる**償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること。
- ② 当該減額に係る確認を求めた事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

【法において規定】資金の借入れ

- ・**当該確認事業者の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準**

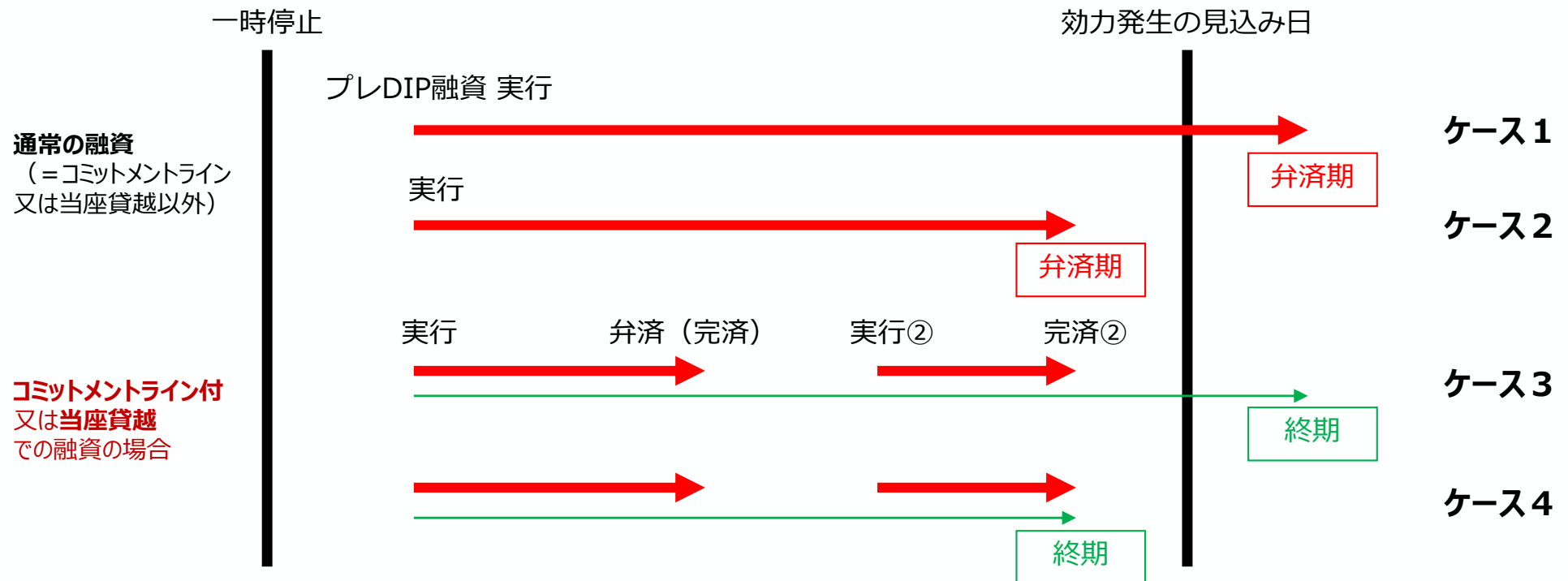
【省令において規定】

資金の借入れが、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、第14条第3項第5号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における**事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるもの**であることとする。



プレDIPファイナンスにおける要件（弁済期、コミットメントラインの終期）（法第69条）

- 事業再生ADRにおいて求められる「事業の継続に欠くことできないものとして経済産業省令で定める基準」（裁判所が考慮するための要件）：**弁済期**が「債権者全員の合意の成立（＝効力発生）が見込まれる日**以後**」であること。（ケース1参照）
- 事業再生ADRの実務上、一定の「極度額」の範囲内でのコミットメントライン/当座貸越でのプレDIPファイナンスの場合もあり、その際は「効力発生**見込み日**」よりも前に**弁済される場合**がある（ケース3参照）。この場合は、事業再生ADRの実務上、上記の弁済期の要件を満たす扱いとしている。これを踏まえ、以下の2点をどう考えるか。
- 論点1：早期事業再生法では、上記の**弁済期の要件を設けない**こととしてはどうか（ケース2を対象とする）。
（突発的な資金需要に対応してプレDIPファイナンスから流動的な与信を可能にする観点から。なお、コミットメントラインや当座貸越の弁済が、「見込み日」よりも前に成された場合との平仄も揃う。）
- 論点2：コミットメントラインや当座貸越でのプレDIPファイナンスの場合には、上記の**弁済期の要件は維持**しつつ、それらの**終期**が、「**手続終了が見込まれる日以後である場合**」を対象に加えるべきか（ケース3とケース4のどちらを対象とするか）。
（事業者が、早期事業再生手続の終了までの期間における、資金繰りに配慮する観点から、ケース3のみが確認の対象となることを明確化するか。）



0.早期事業再生法の成立について

1.手続の流れ、指定確認調査機関による確認・調査の基準等について

2.指定確認調査機関に関する事項について

3.今後のスケジュールについて

指定確認調査機関の指定要件について（法第46条）

- 指定確認調査機関に対しては、**事業再生ADRにおける特定認証紛争解決事業者に求められる水準以上の業務が遂行されるように指定要件や業務規程の内容、確認調査員の要件を定めることとはどうか。**
- 経済産業大臣による指定確認調査機関の指定要件としては、業務の公正さを確保する等の観点から、事業再生ADRにおける特定認証紛争解決事業者に係る規定も踏まえ、**下記のように省令において規定してはどうか。**

指定確認調査機関の指定要件（法第46条第1項）

【法において規定】

- ① 法人であること。
- ② 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- ③ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑等に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ④ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

• 心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者として**経済産業省令で定める者**

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている者
- 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その
刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな
い者
- 指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国
において受けている指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取
消しの日前30日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経
過しない者
- この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰
金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくな
った日から5年を経過しない者
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）

- ⑤ 対象債権者集会関連業務（確認調査員を選任することを含む。）を適確に
実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- ⑥ 役員又は職員の構成が対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及
ぼすおそれがないものであること。
- ⑦ 対象債権者集会関連業務の実施に関する規程が法令に適合し、かつ、この法
律の定めるところにより対象債権者集会関連業務を公正かつ適確に実施するた
めに十分であると認められること。
- ⑧ 対象債権者集会関連業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行う
ことによって対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれ
がないものであること。

【省令において規定】

- ① 精神の障害により対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行
するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ
ない者

【省令において規定】

- ① 役員のうち、対象債権者集会関連業務に関し成年者と同一の行為
能力を有しない未成年者がいないこと。
- ② 使用人のうち、事業所の業務を統括する者、副所長、事業所の業務を
統括する者の権限を代行し得る地位にある者について、左記④のい
ずれかに該当する者がいないこと。
- ③ 暴力団員等を対象債権者集会関連業務に従事させ、又は当該業務
の補助者として使用するおそれのないこと。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

指定を受けようとする者の申請書類について（法第47条）

- 指定確認調査機関の申請書類としては、申請者の基礎的な情報や指定基準への適合性を確認する等の観点から、**下記のように省令において追加してはどうか。**

【法において規定】



- ① 法第46条第1項第3号及び第4号の充足（＝早期事業再生法の違反、刑罰に処せられた者等の欠格事由への非該当）を誓約する書面
- ② 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- ③ 業務規程
- ④ 組織に関する事項を記載した書類



【省令において規定】



- ① 申請者において5%以上の議決権を保有している者の氏名、住所及び保有する議決権の数を記載した書面
- ② 申請者の親法人及び子法人の名称、所在地及び事業の内容を記載した書面
- ③ 役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ④ 役員が法第46条第1項第4号ロ（＝破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者）に該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- ⑤ 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- ⑥ 確認調査員の候補者並びに対象債権者集会関連業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況及び配置の状況を記載した書面
- ⑦ 役員等が、暴力団員等でないことを当該役員等が誓約する書面
- ⑧ その他参考となるべき事項を記載した書類

指定確認調査機関の業務規程記載事項、基準について（法第50条等）

- 指定確認調査機関は本制度の手続の適正性を確保するための重要な主体であり、指定基準において業務を適確に実施するに足り、その技術的・経理的基礎（法第46条第1項第5号）を有すること、業務規程が法令に適合し、かつ公正かつ適確に実施するために十分であると認められること（同項第7号）等が指定基準において規定されることによって、その業務の質の担保が図られている。
- 上記の趣旨に鑑み、**省令において業務規程で定める事項**としては法第50条で規定されている事項に加えて**下記としてはどうか**。
- その上で、法第50条第2項及び第3項への業務規程の適合性の観点に加え、附帯決議において、①確認調査員の見識を高めるための研修機会等の充実、②確認調査員の選任プロセスの透明性確保、③協議に必要な情報の提供に関する労働組合との秘密保持の確保、が求められている点を踏まえ、**業務規程の詳細の内容を下記のとおり運用上明らかにしてはどうか**。

【法において規定】

- ① 対象債権者集会関連業務の実施に関する事項
- ② 対象債権者集会関連業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

【省令において規定】

- ① 対象債権者集会関連業務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が対象債権者集会関連業務を行う区域に関する事項
- ③ 対象債権者集会関連業務を行う職員の監督体制に関する事項
- ④ 対象債権者集会関連業務の実施体制に関する事項
- ⑤ 対象債権者集会関連業務の苦情処理に関する事項
- ⑥ 確認事業者、対象債権者又は第三者について、これらの者が対象債権者集会手続に関して知り得た秘密を保持することを求めるための必要な事項
- ⑦ 対象債権者集会関連業務の実施に際して行う通知について相当な方法
- ⑧ その他対象債権者集会関連業務に関し必要な事項

【運用において示す内容】

- **確認調査員**や**確認調査員を補佐する者**の**選定基準・プロセスを公正に定め、かつ公表**していること。
- 確認調査員の見識を高めるための**研修を実施すること**。特に、**労働法制への理解は本制度の手続の適正さを確保する上で重要**であることから、**確認調査員として選任される前に必ず研修が実施されていること**。
- その他法第50条第2項各号に適合すること。

- **標準的な業務の実施体制・工数が算定された上で、これに要する経費を著しく上回る形で手数料が設定されないこと**（※法第50条第3項第2号の詳細）。

- 指定確認調査機関が**案件ごとに秘密保持のための適切な措置が図られるよう確認事業者**に**下記の指導を行うこと**。

- ✓ 確認事業者や対象債権者に加えて**第三者を含めて**本制度の利用等の事実を**知り得る者の範囲を慎重に検討**し、当該事実を知った者が**秘密保持を徹底するための措置を講ずること**。
- ✓ 秘密保持のためには書面で秘密保持契約を締結する等の措置も有効であり、**事案の性質に応じて秘密保持契約締結の要否を慎重に検討**すること。



確認調査員に求める知識・経験について（法第52条）

- 附帯決議において確認調査員の選任要件を厳格に定めることや確認調査員への研修機会等の充実を図ること等が求められていることや、事業再生ADRとは異なり、本制度では反対債権者を強制的に権利変更できることにも鑑み、事業再生ADRにおける手続実施者と比較して、**以下のとおり確認調査員に求める知識・経験を追加してはどうか**。（赤字が厳格化部分）

【省令において規定】

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - ・本法の**確認調査員を補佐する者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**適切に調整した経験を有する者
 - ・**事業再生ADRの手続実施者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者
 - ・**中小企業活性化協議会**において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上（※事業再生ADRでは1件）**適切に調整した経験を有する者
 - ・**事業再生ADRの手続実施者を補佐する者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**適切に調整した経験を有する者
 - ・**株式会社産業再生機構又は株式会社地域経済活性化支援機構**において事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者
 - ・一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なもの認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上（※事業再生ADRでは1件）**適切に調整した経験を有する者
 - ・民事再生法の**監督委員又は管財人**若しくは会社更生法の**管財人**の経験を有する者は、上記において2件以上求められる経験は**1件以上**とする。
- ② **対象債権者集会手続その他の事業再生（使用者と使用する従業員との間の労働関係に関する事項を含む。）に関する研修を受けている者**

【法において規定】

- ① 人格が高潔で識見の高い者
- ② 事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者



【省令において規定】

- ③ 確認調査員が弁護士でない場合において、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該確認調査員が助言を受ける弁護士は、**上記①のいずれかに該当し、かつ監督委員又管財人の経験を有する者**でなければならない。
- ④ 確認調査員の中には、**監督委員又は管財人の経験を有する者が1人以上**含まなければならない。ただし、権利変更議案が**債務の減免等を伴う場合、確認調査員を3人以上（確認事業者の有利子負債が10億円未満の場合は2人以上）**選任し、当該確認調査員の中には、**監督委員又は管財人の経験を有する者、及び、公認会計士**がそれぞれ1人以上含まなければならない。

0.早期事業再生法の成立について

1.手続の流れ、指定確認調査機関による確認・調査の基準等について

2.指定確認調査機関に関する事項について

3.今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて（現時点での想定）

2025年10月3日（本日） **第1回**

- 手続の流れ、確認・調査の基準
- 指定確認調査機関の指定要件

 等

11月10日 **第2回**

- 金融機関等・対象債権の範囲
- 一時停止要請の対象・例外
- 第1回を踏まえた継続論点

 等

12月19日 **第3回**

- 第1回、第2回の議論を踏まえ中間整理を実施

2026年1月以降 **第4回**

- 関係団体の参加の上、審議

∴ **報告書とりまとめ、省令・告示案パブリックコメント、成案の公表**

～12月 **省令・告示公布、Q&A公表**

12月中旬まで **本制度の施行**
